第２回長崎地方最低賃金審議会議事録
（令和８年７月 31 日午後１時 54 分～午後４時 26 分）　本審２

| | |
|---|---|
| １．開会<br>深浦会長 | 定刻より早いですけれども、出席予定の方がいらっしゃっているようですので、ただ今から、「令和８年度　第２回長崎地方最低賃金審議会」を開催させていただきます。<br>まず委員の出欠状況について事務局からご報告をお願いいたします。 |
| 江上補佐 | 現在、委員総数 15 名のうち、公益４名、労側４名、使側５名、合計 13 名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の３分の２以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。 |
| 深浦会長 | ありがとうございました。<br>それでは引き続き、事務局より審議会委員の紹介をお願いいたします。 |
| 江上補佐 | ７月１日に開催しました第１回最低賃金審議会の中でご紹介いたしましたが、公益代表委員としまして、太田久美子委員が令和８年４月より新たに就任されております。<br>前回欠席されておりましたので、改めてご紹介いたします。<br>それでは、太田委員より一言ご挨拶をお願いいたします。 |
| 太田委員 | 皆さま初めまして太田久美子と申します。<br>普段は弁護士をしております。<br>最低賃金の関係につきましては、まだまだ不勉強なこともございまして、皆様にご迷惑等お掛けすることもあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 深浦会長 | 改めまして、皆様、本日大変暑い中、また、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。<br>さて、本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、長崎労働局長からの諮問を受けることとしております。<br>また、7 月 28 日に中央最低賃金審議会の目安答申が示されましたので、その内容の伝達をいたします。<br>それから、本日、最低賃金法第 25 条第５項の規定に基づく参考人意見聴取につきまして、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」、「生活協同組合ララコープ労働組合」、「長崎県労働組合総連合」から意見書の提出、並びに審議会の場での意見陳述の要望がなされましたので、第１回本審で検討しましたとおり、その必要があるものとして、意見聴取の場を設けることといたしました。 |

| | |
|---|---|
| | 審議会の公開につきましては、運営規定第６条第１項但し書きで「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされているところですが、今回の参考人聴取につきましては、参考人の方から「公開して構わない」との意見をいただいております。<br>従いまして、参考人意見聴取につきましては、会長判断として、公開といたします。<br>参考人意見聴取を行った後に、本来であれば事業場実地視察の結果報告を行う予定でしたが、事業場視察を受けてもらえる事業場が見つかりませんでしたので、今回は文書によるヒアリングに替えるものといたしまして、そのヒアリング結果の報告を行う予定としております。<br>なお、ヒアリング結果の内容につきましては、事業場にかかる機微な情報が含まれると判断されますので、「事業場書面によるヒアリングの結果報告について」の議題については、運営規程第６条第１項但し書きの規定に基づき「非公開」の取扱いといたします。<br>さらに本審議会の終了後は、引き続き、第１回専門部会が開催されます。<br>本日より、本格的な審議がスタートしますけれども、慎重かつ円滑な審議運営が出来ますように、また、全会一致の結論が得られますように、皆様のご協力をお願いいたします。<br>本日の審議会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 |
| 江上補佐 | ただいま会長から説明がありましたとおり、長崎県最低賃金に係る議題（７）の「事業場書面によるヒアリングの結果報告について」は非公開となりますので、議題（６）「参考人意見聴取について」の終了後、傍聴の方及び記者の方には退席をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。<br>なお、本会議後に開催されます長崎地方最低賃金審議会第１回専門部会を傍聴される方につきましては、６階会議室を控室として準備しておりますのでそちらでお待ちください。<br>専門部会開催前にお声かけいたしますので、よろしくお願いいたします。 |
| ２．　議題 | |

| | |
|---|---|
| （１）長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問） | |
| 深浦会長 | 早速議事に入ります。議題（１）の「長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」、まず事務局から、改正の申出内容等の説明をお願いいたします。 |
| 木場室長 | 長崎県におきましては、ご承知のとおり「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、及び「船舶製造・修理業，舶用機関製造業」の３業種につきまして、特定最低賃金が設定されております。<br>本年度におきましても、最低賃金法第 15 条第１項の規定に基づきまして、３業種それぞれの関係労働組合から、特定最低賃金の改正の申出が労働局長あてになされたところです。<br>申出書の内容につきましては、資料の 75～80 ページまでの資料番号２－１、２－２、２－３に添付しているとおりです。<br>改正の申出につきましては、３業種いずれも要件を満たしていることを確認して、受理いたしましたことを、ご報告いたします。 |
| 深浦会長 | ただ今、３業種とも定量的要件を満たしているとの説明がございましたけれども、ご質問等はございませんか。 |
| 各委員 | ＜質問等なし＞ |
| 深浦会長 | 特になければ、特定最低賃金の改正の申出についての要件を確認しましたので、労働局長から、改正決定の必要性の有無につきまして、諮問を受けることといたします。<br>事務局、お願いいたします。 |
| 木場室長 | それでは、ただ今から、労働局長より諮問させていただきます。<br>会長並びに局長は、中央のほうにお願いいたします。<br>なお、撮影していただいて差し支えありませんが、中央には入らないようにお願いいたします。<br><br>＜会長と局長が中央に移動＞ |

| | |
|---|---|
| | ＜局長が諮問文を読み上げ＞ |
| 髙西局長 | 長崎県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。<br>令和８年７月１日付けをもって、申出代表者「日本基幹産業労働組合連合会　長崎県本部委員長　荒瀬智幸」様から、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」について、また、同年７月１日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会　西九州地方協議会　長崎地域協議会議長　小林太樹」様から、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第 15 条第１項の規定に基づく、改正決定に関する申し出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。<br>よろしくお願いします。 |
| | ＜局長より会長へ諮問文を手交＞ |
| 木場室長 | ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方のお手元にお配りしますので、ご確認をお願いいたします。<br>カメラの撮影につきましては、ここまでということでよろしくお願いいたします。 |
| | ＜諮問文の写しを各委員に配付＞ |
| 深浦会長 | ただ今、諮問を受けましたので、特定最低賃金３業種に係る改正決定の必要性の有無について、審議を行うこととなります。<br>第１回本審では「特定最低賃金の改正の必要性の有無については、関係労使の意見を十分把握した上で審議を行い、本審議会において全会一致の決議に至るよう努める。」との申し合わせを行っておりますので、しっかりと議論を深める必要がございます。<br>具体的には、地域別最低賃金が結審した後の運営小委員会におきまして、審議することにいたしますが、その審議日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 木場室長 | 特定最低賃金の改正の必要性の審議につきましては、より丁寧で細目にわたる審議を行う必要があるため、８月 24 日、８月 27 日に予定しています運営小委員会において参考人意見聴取を実施し、必要性審議を |

| | |
|---|---|
| | 行ったうえで、９月３日に開催予定の第４回本審（異議審）の中で、小委員会での決定内容についての報告を行い、本審での承認を受けた後、答申をいただく予定としております。<br>　なお、日程につきましては地賃の専門部会の日程により変更となる可能性もありますので、ご了承いただきたいと思います。 |
| 深浦会長 | 　ただ今、説明がありましたけれども、特定最低賃金３業種に係る改正決定の必要性の審議につきましては、小委員会において行うものとしておりますので、より丁寧でかつ細目にわたる審議を尽くしたうえで、第４回本審において答申を行いたいと思います。<br>　その予定でよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 　＜異議なし＞ |
| （２）長崎地方最低賃金審議会運営小委員会の委員の指名について | |
| 深浦会長 | 　２番目の議題に移りますけれども、運営小委員会の委員の指名を行いたいと思います。<br>　第１回本審の中で説明いたしましたが、運営小委員会の委員は、審議会会長が指名するということになっておりますので、公労使を代表する委員それぞれ各３名、９名の委員で構成し、審議会会長が小委員会の会長となります。<br>　それでは私の方から、委員の指名をいたします。<br>　公益委員からですが、私の他に伊東委員と太田委員を指名いたします。<br>　労働者側委員は、尾﨑委員と川田委員、そして中島委員を指名いたします。<br>　最後に使用者側委員ですが、岩根委員と峯下委員、吉野委員をそれぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。<br>　今、指名をいたしました委員の名簿につきましては、資料番号４、83ページのとおりとなりますのでよろしくお願いいたします。 |
| （３）長崎県最低賃金専門部会委員 | |

| | |
|---|---|
| の任命及び今後の審議日程について | |
| 深浦会長 | 議題（３）の「長崎県最低賃金専門部会委員の任命について」、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 木場室長 | 資料としましては、資料 81 ページ、資料番号３に令和８年度の専門部会委員名簿を添付しておりますので、ご覧ください。<br>長崎地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者につきましては、７月１日から７月 21 日まで推薦公示を行いまして、労働者側団体から３名、使用者側団体から３名の推薦があり、名簿に記載されておりますとおり、公・労・使各３名ずつ、合計９名の委員の皆様方につきまして、長崎労働局長から任命させていただいたところでございます。<br>どうぞよろしくお願いいたします。<br>ところで、審議会令第６条第７項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。<br>専門部会開催後、本審を開催することができますと、その際に廃止の審議を行うこともできますが、専門部会で結審し、引き続き本審で答申となった後に、異議の申し出がなかった場合は、本審（異議審）を開催する必要がなくなりますので、本審での廃止の審議ができないこととなります。<br>従いまして、専門部会の廃止の取扱いにつきまして、事前にご審議をお願いしたいと存じます。 |
| 深浦会長 | 地域別最低賃金に関しましては、ただ今、報告されました専門部会委員により審議を行うこととなりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。<br>長崎県最低賃金専門部会の廃止についてですが、異議の申し出がなされなかった場合には、本審は開催されない、ということになりますので、専門部会については、その異議申出に対する対応が終了した時点で廃止することについてあらかじめ議決をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。<br>例年どおりの取扱いとなります。 |
| 各委員 | ＜異議なし＞ |

| | |
|---|---|
| 深浦会長 | それでは、長崎県最低賃金専門部会は、異議申出に対する対応が終了した時点で廃止するということにいたします。 |
| 深浦会長 | 「今後の審議日程について」引き続き事務局から説明をお願いいたします。 |
| 木場室長 | 今後の審議日程につきまして、説明いたします。<br>本日、この審議会に引き続きまして、第１回目の長崎県最低賃金専門部会を開催いたします。<br>第２回専門部会は、８月４日（火）14 時から、第３回専門部会は６日（木）14 時から、第４回専門部会は 18 日（火）14 時から、第５回専門部会を 24 日（月）14 時から開催する予定としております。<br>開催場所は、何れも８階会議室での開催を予定しております。<br>また、24 日の第５回専門部会で結論が得られた場合には、翌 25 日に第３回本審を開催しまして、答申をいただきたいと思っております。<br>なお、日程につきましては、当初予定より新たに調整したものとなります。 |
| 深浦会長 | ただ今、日程等についての説明がありましたが、ご質問等はございませんか。 |
| 各委員 | ＜質問等なし＞ |
| 深浦会長 | それでは、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいとは存じますけれども、今後の日程調整等につきましても、特段のご協力をよろしくお願いいたします。<br>それでは、予定ではこれから議題（４）の「中央最低賃金審議会の目安答申について」の議事に入っていくこととなっておりますけれども、中央最低賃金審議会　戎野会長代理よりビデオメッセージが届いておりますので、議事に先立ちまして視聴していただきたいと思います。<br>その前に、ビデオメッセージが届けられた趣旨等について簡単に事務局よりご説明ください。 |
| 木場室長 | 去る７月 28 日中央最低賃金審議会において、令和８年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされました。<br>この目安については、中央最低賃金審議会が令和５年４月６日にとりまとめられた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わ |

| | |
|---|---|
| | るよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを中央労働審議会の事務局に対し要望がなされたことを踏まえ、目安の位置づけや目安が示された考え方やポイントを地方最低賃金審議会の委員に直接伝達することを目的として、中央最低賃金審議会会長代理によるビデオメッセージが撮影されたものです。<br>　目安の詳細については、後ほど議題（４）「中央最低賃金審議会の目安答申について」において改めて説明しますが、お手元に審議会資料とは別にビデオメッセージメモをお配りしておりますので、参考にしながら、ビデオメッセージをご視聴いただきたいと思います。<br>　なお、放映時間は、約 13 分となります。 |
| 深浦会長 | 　それでは、視聴していただきたいと思います。<br><br>＜ビデオメッセージ放映＞ |
| ＜令和８年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和８年７月 28 日）を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ放映＞<br>戎野会長代理 | 　今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨につきまして、理解を深めていただきたいと思います。まず最低賃金は、最低賃金法第１条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の三要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものとなります。引上げ額検討に当たりましては、考慮する要素といたしましては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申しあげると次のとおりです。まず、最低賃金は法定三要素である労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力を考慮して定めることとなります。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっています。また近年は、政府の閣議決定に配意した審議を求められていること、近年の配意の主な内容は中長期の金額目標と、地域間格差是正であります。<br>　次に、目安の位置付け、令和５年の全員議長議会報告、令和８年度目安小委員会報告にありますように、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識していただきたいと思います。<br>　従いまして公労使の真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもあり得ます。地方最低 |

| | |
|---|---|
| | 賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている三要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をすることが望ましいと思います。<br>三番目は令和８年度の目安に関する公益委員見解のポイントをお話ししたいと思います。<br>今年度の目安については、三要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で６回に渡って真摯な議論を重ねて参りました。三要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。まず「労働者の生計費」、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に昨年度の審議で様々な生活必需品の急激な上昇を鑑み、頻繁に購入する品目や、１か月に１回程度購入する品目、食料、基礎的支出項目などについて今年度も引き続き参照し、最低賃金近い賃金水準で働く労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価をおこなっていく必要があると判断しました。こうした消費者物価指数については「持家の帰属家賃を除く総合」「食料」「基礎的消費支出」「１か月に１回程度購入する品目」は、引き続き上昇局面にありますが、上昇率が昨年度より鈍化していると判断いたしました。<br>次に「賃金」については、連合、経団連、日本商工会議所の調査結果では、昨年に引続き高い水準にあることを確認しました。また厚生労働省の 30 人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では第４表①②でも昨年の結果を上回っています。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断しました。<br>最後に通常の事業の賃金支払い能力についてです。<br>これは個々の企業の賃金支払い能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。支払い能力については、決め手となる指標がなかなかないわけですが、例年どおり賃金改定状況調査の第４表が、支払い能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たりの付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えました。また、中東情勢の影響により国 |

| | |
|---|---|
| | 内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意いたしました。<br>　今年度示した目安について、これまで述べてきましたように三要素のデータを総合的に勘案して示しています。生計費につきましては、昨年度に引続き消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は昨年より鈍化していると考慮しました。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮した。また、売上高経常利益率など賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮しました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業小規模事業者に波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は全国加重平均としては、今年度は 4.9%、55 円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。<br>　次に、ランクごとの目安額について、近年配意を求められている政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引上げ、引き続き上昇させることが必要であると考えました。その上で賃金改定状況調査結果第４表①②を受けて、賃金上昇率がＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっていること、第４表①②③におけるＡランクとＢランク、ＢランクとＣランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮しますと、Ａランクと比較してＢランクを相対的に高くするとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くするということが適当と考えました。これらのことを考慮した結果として具体的には、Ａランク 54 円・4.5%、Ｂランク 56 円・5.2%、Ｃランク 56 円・5.4%としたところであります。なお、公益委員見解で参照されたデータにつきましては、別添の参考資料としてまとめてあります。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって適宜参照していただければと思います。また都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等データに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、各労働局に対して伝達されていると承知しているので、適宜参考にしていただきたいと思います。 |

| | |
|---|---|
| | 次に目安全協の取りまとめについて中央最低賃金審議会では昨年度の地方での審議結果を踏まえまして、令和８年６月 23 日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて論点と考え方の整理を行いました。地方最低賃金審議会にはここに記載の対応方針を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行っていただくことを改めて要望いたします。<br>最後に、これまで述べてきましたように、目安額を示すに当たりましては、様々な資料やデータに基づいて公労使で真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われますことを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し見守っています。 |
| （４）中央最低賃金審議会の目安答申について<br>深浦会長 | 続きまして、議題（４）の「中央最低賃金審議会の目安答申について」、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 木場室長 | それでは、目安答申について伝達いたします。<br>既に、報道等でもご承知のことと存じますが、今年度の引上げの目安額につきましては、Ａランクが 54 円、Ｂ・Ｃランクが 56 円、全国加重平均の引上げ率に換算しますと 4.9％という結果で取りまとめられております。<br>皆様のお手元にお配りしております資料１ページ、資料番号１「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。<br>少し長くなりますが、重要な部分ですので答申の内容を読み上げます。<br>令和８年６月 26 日に諮問のあった令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。<br>１　令和８年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。<br>２　地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。 |

| | |
|---|---|
| | ３　地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。<br>４　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。<br>５　生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金の影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。<br>６　また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約会社における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業継承等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。<br>７　価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。<br>８　また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の |

| | |
|---|---|
| | 告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。<br>９　さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。<br>10　地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。<br>11　「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡張を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。<br>12　また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。<br>13　また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。<br>以上 13 項目となります。<br>続きまして、先ほど読み上げました、地方最低賃金審議会に提示する、公益委員見解（別紙１）、及び小委員会報告（別紙２）につきまして説明いたします。<br>資料３ページ、別紙１としまして、「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」が示されています。<br>まず、１としまして、「令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」が、ランク別の一覧表に示されており、先ほど申し上げましたが、Ａランクが 54 円、Ｂ・Ｃランクが 56 円となっております。<br>次に２の（１）において「目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」にお |

| | |
|---|---|
| | ける「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。」と述べた上で、<br>ア　労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.1％で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の平均 3.9％から低下している。<br>昨年度は、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていたが、今年度についても引き続き総合的に評価を行っていく必要がある。<br>こうした中で、「頻繁に購入」する品目する品目の指標については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 1.2％で、前年同期の平均 4.2％から低下している。<br>また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接する「食料」について見ると、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間は平均 4.3％で、前年同期の平均 6.3％から低下したものの、引き続き高い水準となっている。食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、同期間で見た場合に平均 2.2％で、前年同期の平均５％から低下している。<br>このように消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「１か月に１回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は緩やかになっている。<br>今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者価格の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。とされています。<br>イ　賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、全体 5.01％で、３年連続で５％を上回っている。また、中小でも 4.69％ |

| | |
|---|---|
| | で３年連続４％を上回り、上昇傾向での推移が続いている。<br>賃金改定状況調査結果については、第４表①②における上昇率は 3.0％であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果を上回っている。<br>また、継続労働者に限定した第４表③における賃金上昇率は 3.4％となっており、これも昨年の結果を上回った。<br>ウ　通常の支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。<br>関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和６年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5％の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7％の減少となっているが、令和５年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和７年は７～10％程度で推移、令和８年度の第１四半期は 8.0％となっており、安定して改善の傾向にある。<br>加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和８年３月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約３ポイント減、「価格交渉が行われた」割合は約１ポイント増加し９割を超過、「価格交渉が行われなかった」割合は微減している。価格交渉は浸透しつつあるものの引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約１割ある。<br>賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値観を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。<br>エ　各ランクの引上げ額の目安については、①労働者の生計費については、消費者物価指数は昨年 10 月から今年６月までで平均 2.1％、「頻繁に購入」する品目は平均 1.2％、「食料」は平均 4.3％、「基礎支出項目」は平均 2.2％、「１か月に１回程度購入」する品目は平均 |

| | |
|---|---|
| | 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年度より鈍化していることを踏まえる必要がある。<br>②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第４表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第４表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。③通常の事業の支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。<br>しかし、価格転嫁が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。<br>また、第４表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性もある。<br>さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。<br>そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。<br>これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が厳しい企業も存在している。<br>最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業、中小企業・小規模事業者に波及させるこ |

| | |
|---|---|
| | とや、最低賃金法第１条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均4.9%を基準として検討することが適当であると考えられる。<br>その上で、賃金改定状況調査結果の第４表①②における賃金上昇率は、ＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっており、第４表③では、Ｃランク、Ｂランク、Ａランクの順に高くなっている。また、第４表①②③における、ＡランクとＢランク、ＡランクとＣランクの差は昨年より拡大している。<br>さらに、雇用情勢としてＢ・Ｃランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。<br>これらのことを考慮すれば、Ａランクと比較し、Ｂランクを相対的に高くすることとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Ａランク 54 円、Ｂランク 56 円、Ｃランク 56 円とすることが考えられる。とされています。<br>また、<br>オ　政府に対する要望については、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。など、「政府に対する要望」が多く述べられています。<br>カ　地方最低賃金審議会への期待等については、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。<br>また、令和７年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」をとりまとめており、 |

| | |
|---|---|
| | 同取りまとめの２（２）及び３（４）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。とされています。<br>次に、資料 70 ページ、別紙２「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。<br>この中で、２として「労働者側見解」、３として「使用者側見解」、４として「意見の不一致」、５として「公益委員見解及びその取扱い」が示されています。<br>以上が目安答申の概要でございます。 |
| 深浦会長 | はい、ありがとうございました。<br>ただ今、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達がありましたが、ご質問等はありませんでしょうか。 |
| 峯下委員 | 使用者側委員の峯下です。<br>ご説明ありがとうございました。<br>大変な物量なのでポイントを整理してご説明いただいたということで、文書にあるけど説明になかったところについてあえて申し上げたいのですが、よくマスコミで取り上げられている最下位脱出の賃上げ競争とかいうのが話題になっていますが、中賃の中でもその事に触れられたと思います。その部分の説明をお願いします。 |
| 深浦会長 | 中賃の議事録は、今わかりますか。 |
| 木場室長 | 中賃の中では令和８年６月 23 日に取りまとめられておりました７年度の地方審議会の整備、その中で発効日と隣県との賃金格差についての指示がなされております。先ほども説明しましたが内容についても要望するということですので、中賃のほうでも意見はあっているものと思います。 |
| 峯下委員 | 具体的にはどのような言葉、文章になっていますか。 |
| 深浦会長 | 取りまとめの中でですか。<br>前回お配りしたものという意味ですかね。 |
| 峯下委員 | わかりました。<br>中賃の目安の中においては触れられていないということですか。 |
| 木場室長 | 具体的に中賃の中で意見があったというのではなくて、あくまで６月 |

| | |
|---|---|
| | 23 日に取りまとめられております７年度の地方審議会における要点、その中で中賃の要望として発効日や、近隣県との競争について、内容についての対応が整理されておりますので、その整理されている内容について中賃が要望するという内容が織り込まれております。 |
| 峯下委員 | よくわかりました。ありがとうございました。 |
| 深浦会長 | ですから、６月の取りまとめを配慮してくださいという形で言及して、間接的に触れたということかと思います。 |
| 太田委員 | この目安に関する見解というのが７月 28 日付で出されていますが、直近で食料品の消費税率が 1%になるという話が出ており、家計に直接影響してくる部分も大きいかと思っていますが、労働者の生計費を念頭に引上げ額の目安が検討されているようなので、そのあたりの影響というのはどのように考えたらいいのかお伺いしたいと思います。 |
| 木場室長 | 今回の目安の中におきまして、そういう議論は担保されておりませんので、今回の答申の目安につきましては、特段検討している内容ではないと思われます。 |
| 深浦会長 | よろしいですか。 |
| 太田委員 | ありがとうございます。 |
| 深浦会長 | その他いかがですか。<br>労側委員の方、何かございませんか。 |
| 労働者側委員 | ＜意見なし＞ |
| 深浦会長 | それでは、今後具体的な金額審議につきましては、専門部会の場において、議論を深めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 |
| （５）「令和８年賃金改定状況調査結果」等提出資料につい | |

| | |
|---|---|
| て<br>深浦会長 | 本日は、「令和８年度第２回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において提出されました「令和８年賃金改定状況調査結果」ほか多くの資料がお手元にあるかと思いますので、この資料につきまして事務局から説明をお願いします。 |
| 木場室長 | それでは、資料の説明をいたします。<br>資料 89 ページ、資料番号６は７月 10 日に開催された「第２回目安に関する小委員会」におきまして厚生労働省から提出された「令和８年賃金改定状況調査結果」でございます。<br>資料 94 ページ、「第４表①」をご覧ください。ここに労働者の１時間当たり賃金額について、前年６月と当年６月を比較した賃金上昇率が出ています。表の左上にある「男女計」のＣランクの賃金上昇率を見ますと、令和７年の 3.0％に対して令和８年は 3.4％となっております。<br>資料 101 ページ、資料番号７をご覧ください。生活保護と最低賃金の比較についてです。102 ページ目をご覧ください。生活保護水準と最低賃金額との関係を示したグラフで、ともに令和６年度のデータに基づくものになります。波線の三角は生活保護水準、実線でひし形のものは最低賃金額を示しています。全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。続いて 103 ページですが、こちらは 102 ページの最低賃金のグラフを令和７年度のものに更新したものになります。こちらも同様に、全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。<br>資料 105 ページ、資料番号８をご覧ください。こちらは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」の関係資料です。表のＣランクを見ていただきますと、一番右、令和７年度の未満率は 2.3％、影響率は 32.4％となっております。106 ページのグラフは、都道府県ごとの未満率、影響率が示された折れ線グラフになっております。107 ページのグラフは、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づき事業所規模５人以上の民営事業所を対象にしたものとなっており、全国加重平均の未満率は 2.2％、同じく全国加重平均の影響率は 10.8％となっています。<br>資料 109 ページ、資料番号９は、「賃金分布に関する資料」でＣランクのみを抜粋したものになります。<br>資料 123 ページ、資料番号 10 は、「最新の経済指標の動向」となります。<br>資料 173 ページ、資料番号 11 は、「中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料」となります。<br>資料 201 ページ、資料番号 12 は「足下の経済状況等に関する補足資料 |

| | |
|---|---|
| | (更新部分のみ抜粋)」で、第１回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。<br>資料 237 ページ、資料番号 13 は「主要統計資料」。同様に第１回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。<br>資料 259 ページ、資料番号 14 は中央最低賃金審議会労側委員より提出されました資料になります。<br>以上資料６～14 までは、中央最低賃金審議会の第２回目安小委員会での資料となっております。<br>資料 309～323 ページ、資料番号 15～17 は、中央最低賃金審議会の第３回目安小委員会での資料となっており、15 が委員からの追加要望資料、16、17 が更新部分のみの抜粋となっています。<br>資料 325 ページ、資料番号 18 は、第４回目安小委員会での資料となります。令和８年７月 21 日に閣議決定されました、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 の関係部分の抜粋となります。<br>資料 337 ページから 355 ページ、資料番号 19～21 については、第５回目安小委員会での資料となっており、更新部分のみの抜粋でございます。<br>資料 357 ページ、資料番号 22 は、令和８年７月 17 日付け、日本銀行長崎支店の「長崎県の金融経済概況（7 月公表分)」となります。<br>資料 369 ページ、資料番号 23 は、同じく、日本銀行長崎支店の「長崎県内の短観（６月分)」となります。<br>資料 379 ページ、資料番号 24 は、長崎県県民生活環境部統計課の「長崎県の賃金・雇用の動き（令和８年５月分)」、資料 401 ページ、資料番号 25 は、当局職業安定部が発表しております「長崎県の雇用失業情勢(令和８年６月分)」、資料 411 ページ、資料番号 26 は、人事院が公表しています2025年４月における全国及び九州の世帯人員数別標準生計費から作成した長崎市と全国及び主要都市とを世帯人員別に比較した標準生計費のグラフでございます。<br>資料は以上でございます。 |
| 深浦会長 | ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。 |
| 峯下委員 | 96 ページの第４表③ですけれど、左上の方に合計のＣランクがありまして、上から５行目のところにＣランク 4.0 というのがあります。<br>これを構成するのが、製造業や卸売業とか最後は医療・福祉サービス業となっていますけれども、この 4.0 はこれらの合計の平均値であるというのはわかっていますが、4.0 を構成しているうち一番高かった医療・ |

| | |
|---|---|
| | 福祉 4.6 となっています。ここで単純な質問です。<br>　医療・福祉については、政府が医療介護従事者の賃上げ支援に相当規模の支援に一兆何千億円って規模の支援をしていると思いますが、公的な支援があった場合でも、構成の中の一つとして用いても問題ないという理解でよろしいでしょうか。<br>　即答されなくてもいいですけど、教えていただきたい。 |
| 深浦会長 | 　要するに業種によっては環境が随分違うようなこともあるけど、その取扱いがどうかというところですね、もしわかれば、次回でも。 |
| 峯下委員 | 　はい、教えていただければ。 |
| 深浦会長 | 　その他何かございますか。 |
| 各委員 | 　＜質問等なし＞ |
| （６）参考人の意見聴取について | |
| 深浦会長 | 　それでは審議の方でご活用ください。<br>　それでは次の議題に入ります。<br>　最初の議題は、「（６）参考人意見聴取について」でございます。<br>　意見聴取の方法等について、事務局から説明をお願いします。 |
| 江上補佐 | 「参考人意見聴取」につきまして、説明させていただきます。<br>　資料としまして、「参考人意見聴取一覧表」をお配りしておりますので、ご覧ください。<br>　本日は、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部副支部長　佐田剛様、生活協同組合ララコープ労働組合執行委員長　永吉節子様、長崎県労働組合総連合事務局長　鳥巣雄樹様を参考人としてお招きしまして、長崎県最低賃金に関するご意見をいただく予定にしております。<br>　意見聴取にかかる所要時間は、１人 20 分程度を予定しております。最初の 10 分程度で意見を述べていただき、その後、10 分程度、委員の皆様との質疑応答という形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 |
| 深浦会長 | 　ただ今、説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行につきまして、ご協力をお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| | それでは、最初の参考人の方をご案内ください。<br><br>＜佐田参考人着席＞ |
| 深浦会長 | それでは、意見聴取を始めたいと思います。<br>郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部の佐田様よろしくお願いいたします。 |
| 佐田参考人 | よろしくお願いします。<br>私は長崎中央郵便局で時給制の非正規社員として働く佐田と申します。<br>郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部で非正規労働者の問題を担当しています。<br>本日は最低賃金の大幅な引上げを求める意見陳述の機会をいただけたことに深く感謝申し上げます。<br>郵便局で働く時給制契約社員の実態を踏まえ、私たち郵政ユニオンは中央の目安に対し、昨年度と同額となる 14 円の独自の上積みを求める根拠、そして地域間格差の縮小、そして 10 月 1 日の発効を求めて意見を述べさせていただきます。<br>中央審議会が示した2026年度の地域別最低賃金の目安について長崎県が属するＣランクの引上げ目安は 56 円とされました。<br>目安どおり改定された場合、長崎県の最低賃金は 1,031 円から 1,087 円となり、月 150 時間働く場合の増加額は、月額 8,400 円です。<br>しかし、それでも政府が唱える時給 1,500 円には 413 円届きません。<br>今回のＣランク目安 56 円は、昨年度の目安額 64 円を８円下回ります。<br>食料や日用品の値上がりと実質賃金の低下が続く中で、目安は決して上限ではありません。<br>現場の生計費や地域間格差、人口流出の実態に応じた大幅な上積みが不可欠です。<br>長崎市の消費者物価指数は 2020 年を 100 とみると、2026 年 6 月時点で食料は 129.4、約 29％増。<br>家具、家事用品は 126.8、約 27％増と大きく上昇しております。<br>毎日の食材や洗剤、調理用品などは値上がりしたからといって、買い控えができるものではありません。さらに 2026 年は、年間では２万品目台となる見通しとなっており、家計の圧迫は終わりません。<br>私自身一人暮らしで自炊をしていますが、１円でも安い食材を探して何件も店を回る毎日です。休みの日の食事の回数を減らしたり、猛暑の日でも電気代を気にしてエアコンを我慢したりすることすらあります。 |

| | |
|---|---|
| | 最低賃金は私たちが何を食べられるか、健康を守れるか左右する生活そのものの数字です。物価上昇が緩やかになったから５％未満でよい、という議論は積み重なった物価高で限界まで切り詰めている現場の痛みを無視した数字上の解釈に過ぎません。2025 年の基礎調査における長崎県の影響率は 35.8％であり、県内の３人に１人を超える労働者の賃金に直結しております。最低賃金は一部の人だけの問題ではなく、地域全体の賃金の土台なのです。<br>次に、私たちの賃金と最低賃金の関係を説明します。<br>日本郵政グループには、最低賃金の 10 円未満を切り上げ 20 円を加えた額を時給制契約社員の基本給の最低額とする郵政最賃の仕組みがあります。現在長崎県の最低賃金の 1,031 円から換算される郵政最賃は 1,060 円で月 150 時間働いても月額 159,000 円に留まります。<br>昨年度当審議会はＣランク目安 64 円に 14 円独自に上積みし、78 円の引上げを決定されました。今年も同じ 14 円を上積みすれば、中央目安 56 円と合わせて 70 円の引上げとなり、長崎県の最低賃金は 1,101 円になります。長崎県の最低賃金が 1,101 円になれば、10 円未満が切り上げられて 20 円が加算されるため、郵政最賃は 1,130 円。月額にすると、195,000 円となります。目安どおりだと最賃は 1,087 円で、郵政最賃は 1,110 円となり、月額 165,000 円、14 円上積みがなされた場合、最賃が 1,101 円で郵政最賃 1,130 円となり月額 169,500 円となります。<br>審議会が独自に上積みする 14 円によって、郵政最賃では 20 円の差が生じ月額 3,000 円、年間で 36,000 円の大きな違いとなって私たちの食費や光熱費を支えます。<br>春闘交渉で会社が最低賃金改定で引上がっているとして、基本給の底上げに応じない中、最低賃金の改定こそが私たちにとって唯一の実質的な賃金改善の機会です。郵政最賃が 10 円切り上げられるからこそ、審議会が決める 1 円の差が時給を 10 円動かし、年間 18,000 円の差を生み出します。1 円は単なる端数ではなく、私たちの生活を直接左右する重い１円なのです。<br>全労連が 2026 年７月に公表した最低生計費試算調査では、若者が健康で文化的な生活を送るためには全国どこでも月約 28～29 万円、時給換算で約 1,900 円が必要とされています。現在長崎県の最賃、月に 154,650 円とは約 13 万円、時給換算で 870 円もの開きがあります。<br>加えて最低賃金の差以上に深刻なのが、他県との賃金格差です。<br>長崎県内のエッセンシャルワーク・介護・飲食・レジ・物流等の時給は最賃ぎりぎりの 1,030 円台に張り付いていますが、福岡都市圏では同業種で 1,200 円以上が当たり前であり、150 円から 200 円もの格差が存在します。佐賀県の昨年度の最低賃金は長崎県より低い 1,030 円です。し |

| | |
|---|---|
| | かし、実際の時給は佐賀市地域や佐賀県東部地域を中心に 1,100 円以上が目立っています。進学や就職、職場数などの違い等複数の要因がありますが、地域間の賃金格差も人口流出を促す一因になっていると考えます。2025 年には長崎県から福岡県へ 2,372 人、佐賀県へ 322 人の転出超過となっています。私たちが働く郵便局は全国どこでも郵便・物流・金融など公共性の高いサービスを担っています。離島や山間地域でも仕事内容と責任は変わりません。それにもかかわらず、勤務地によって基本給が違います。賃金の低い地域では募集しても応募が少ない、採用しても定着しないという状況が続いています。賃金格差を放置したままでは、若者の流出と人手不足の悪循環を断ち切れません。大幅な賃金引上げは労働者の救済にとどまらず、地域の消費を促し長崎の経済を循環させる未来への投資です。<br>　最低賃金はいくら上がるかだけでなく、いつから受け取れるかが、極めて重要です。今年度は必ず 10 月１日の発効を実現してください。昨年度長崎県は 78 円引上げたものの、発効日は 12 月 1 日と大幅に遅れました。仮に 10 月 1 日に発効していれば、月に 156 時間働く人は 10・11 月の２か月間で 23,400 円多く受け取れた計算になります。この発効の遅れは物価高に苦しむ労働者にとって実質的な賃金カットに等しく企業側にとっても給与事務の不透明さや混乱を招きます。審議会の迅速化を図り、10 月 1 日からの確実な発効を求めます。<br>　長崎地方最低賃金審議会の皆様におかれましては、以下の３点を強く要請いたします。<br>　１　時給 1,500 円に向けた大幅な最低賃金引上げ。<br>　２　福岡県をはじめとする他県との格差を縮小する 14 円以上の独自の上積み。<br>　３　10 月１日からの確実な発効、政府の 1,500 円目標の時期の先送りが取りざたされていますが、日々の物価高に直面する労働者の生活は待ったなしです。<br>　また、急激な物価上昇時には年度途中での再改正の検討や、中小企業が持続的に賃上げできる支援策等を国に働きかけることも併せて求めます。<br>　最低賃金は統計上の数字ではありません。きちんとした食事がとれるのか、躊躇せずにエアコンを使えるのか、将来も長崎で働き暮らせるのかを左右する生きた数字です。長崎県で働くすべての労働者が 1 日働けば、安心して生活し、将来に希望を持てる最低賃金となるよう、委員の皆様の積極的かつ英断あるご判断を心よりお願い申し上げます。 |
| 深浦会長 | 　ありがとうございました。 |

| | |
|---|---|
| | それでは、各委員から質問をさせていただきます。<br>どなたかご質問のある方、挙手でお願いします。 |
| 津﨑委員 | 先ほどのご説明の中で、昨年 78 円引上げられた一方で、指定日発効で 12 月１日の発効となったことの影響についてご説明がありましたが、周りの方の生の声としてどのような反応があったか教えていただきたいと思います。 |
| 佐田参考人 | 10 月１日からと先ほどもお話したのですが、引上げていれば本来もらえた給料がもらえない、現実には賃金が増えない、実質的な賃金カットと書かせてもらいましたが、10 月１日から上がっている県もある中、早く上げてもらいたい。<br>あと、全国の組合があり、遅い県から言われたのが、３月とか遅すぎる全国一律 10 月１日から上げるようにしてほしいと言われたのでこの意見陳述書に書かせてもらいました。 |
| 津﨑委員 | ありがとうございました。 |
| 深浦会長 | その他の委員の皆さん、ご質問等ございませんか。 |
| 各委員 | ＜質問等なし＞ |
| 深浦会長 | それでは、他に質問が無いようですので、佐田様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。<br>どうもお忙しい中、ありがとうございました。<br><br>＜佐田参考人退席＞ |
| 深浦会長 | それでは、次の参考人の方をお呼びください。<br><br>＜永吉参考人着席＞ |
| 深浦会長 | それでは、引き続き意見聴取を始めたいと思います。<br>生活協同組合ララコープ労働組合執行委員長の永吉様よろしくお願いいたします。 |
| 永吉参考人 | 最低賃金の改正に向け、大変な審議お疲れさまでございます。<br>私は、生活協同組合ララコープ労働組合委員長をしております永吉で |

| | |
|---|---|
| | す。時給で働く非正規労働者の一人です。本日は私たちの日々の暮らしと働き方の本当の実態をどうしても知っていただきたく発言させていただきます。<br>　今年、ニュースでは企業の賃上げや株高が華やかに報じられていますが、私たち非正規で働く者の世界は、それとはまったく無縁です。2026 年７月には 2,550 品目を超える食品の値上げなどがされて、相次ぐ物価高騰によって毎日の生活は節約という言葉では追い付かないほど追い詰められています。私たちは決して怠けているわけではありません。毎日週５日必死にフルタイムで働く仲間も多くいます。時給が最低賃金レベルでは月々の手取りは 16 万円程度です。そこから家賃、光熱費、保険料、税金などを支払えば手元には生命を維持するためのわずかなお金しか残りません。貯蓄などできるはずもなく、常に「来月家電が壊れたらどうしよう。病気で働けなくなったら終わりだ。私の老後はどうなるの。」という強い不安と恐怖に毎日押しつぶされそうになりながら働いている仲間も少なくありません。<br>　更につらいのは非正規雇用という働き方です。会社の都合で急に働く時間を減らされれば、その月の収入は一気に途絶えてしまいます。何年も真面目に勤めても、時給は最低賃金が上がった分しか上がらず、自分の経験や努力が社会に認められていないような深い無力感を抱いてしまいます。働いても、働いても普通に暮らすことさえ出来ない、これが今の非正規労働者の現実です。また、ララコープ労働組合が加盟する生協労連では、毎年パート労働黒書という冊子を発行し低すぎる賃金の実態や正規職員との賃金格差、生活できない賃金のためダブルワークやトリプルワークをしなければならないなど、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態を明らかにしています。このパート労働黒書に寄せられた、長崎県と同じような地方都市で働くパート労働者の手記およびレポートを要約して紹介したいと思います。長崎県の中でも同じような意見が聞かれております。<br>　Ａ生協の方のレポートです。<br>「生協で働き始めて 11 年目、50 代の定期スタッフ、パートです。週 35.75 時間の契約で働いていますが、今の時給では残業がないと生活が苦しいのです。残業なしで普通の暮らしを営むためには、少なくても時給 1,800 円程度はないといけないと思っています。実際にはそこからさらに社会保険料や税金を引かれ、手取りは思っている以上に少なくなります。数年前から娘と２人暮らしをしています。お互いがお金を出し合って節約しながらなんとか生活していますが、光熱費や食費、日用品など値上がりが続き買い物するたびに合計金額に驚くことも多々あります。今は二人で助け合って生活していますが、いずれは娘も独立し、私は一人暮ら |

| | |
|---|---|
| | しになると思います。60 歳を過ぎれば今より時給も下がります。そうなれば今より安い家賃の所へ引っ越す、車を手放すなどさらに生活を切り詰めざるを得ません。65 歳から年金を受け取るようになりますが、それだけで生活できるとは思いません。老後の蓄えが十分でなければ生きている限り働かないといけない、それが今の現実です。将来のためにも健康で長く働けるように頑張らないといけません。贅沢は要らない、ただ普通に不安なく生活していける賃金が欲しいだけです。収入が少ない人からこれ以上税金や社会保障の負担を重くしないでほしいと思います。最低賃金が引上げられ、不安なく明るく生きていける未来を切に望みます。」<br>Ｂ生協の方のレポートです。<br>「追い打ちをかけるように止まらぬ物価の高騰、これ以上何を削って生きていけばよいのでしょうか。長生きはしたいけど長く生きたらつらいだけだと思うと、長生きすることさえ怖くなります。もっと人が暮らしやすく普通に生きていける日本になってほしいです。そのためには最低賃金の引上げは必須です。物価が上がるなら賃金も上げてくれなければどうしようもありません。とは言え使用者側はそう簡単に賃金を上げてくれません。だからこそ、最低賃金の引上げが必要だと思っています。物価高騰に伴った賃上げは絶対に必要です。そして、均等待遇の実現も求めています。同じように働いても賃金格差は正規と大きく離れます。均等とまではいかなくても均一、それなりの賃金にしてほしいです。安心して暮らしていく将来を描ける社会にしていってほしいです。」<br>Ｃ生協の方のレポートです。<br>「節約ではもう追いつかない家計の現実。我が家では生協の購入を予算月５万円と設定していましたが、毎月赤字になる最大の原因は、この購入予算を守っていけないことでした。これまでと同じ内容の買い物を続けるには予算自体を引上げざるを得ません。しかし、現在の収入では他に削れる支出がなく、改めて物価高騰が家計を大きく圧迫していることを実感しています。また、車を２台保有していますが、それぞれの走行距離は２台とも 12 万キロを超えており、いつ買い替えが必要になっても不思議ではありません。通勤には車が不可欠なため、現時点で１台に減らすこともできません。60 歳が近づき今後収入が減少することが予想される中で、車購入のために新しいローンを組むことには大きな不安があります。本来であれば将来に備えて貯蓄額を増やしていかなければなりませんが、現状では貯蓄を十分に増やすことができていません。時給 2,000 円位大幅に上がれば貯蓄を増やすことができ、食費予算も増やせるものです。健康に気を付けた食事も、60 歳過ぎても元気に働くことができると思っています。」 |

| | |
|---|---|
| | 以上要約した文章を報告させていただきました。<br>また長崎県内に住む仲間たちからは、食料品等に加えてさらに深刻な問題として声が上がる話があります。「車がなければ仕事に行くことも困難です。生活もできない。」という声です。ガソリン代の高騰や維持費が重くのしかかり、都市部より生活が苦しいことさえあります。その結果、若者達が少しでも高い賃金を求めて、都会へ流出してしまいます。地元の職場はどこも深刻な人手不足で、崩壊しかけています。物価高は全国どこでも同じなのに、最低賃金はＡ・Ｂ・Ｃとランク分けされて、長崎県は全国の平均金額に届いていません。住む場所に関わらず人間として最低限の生活ができるよう全国一律最低賃金制度への法制改革を切に願っています。<br>審議委員の方々にも、数字のデータや経済の理論だけではなく、その向こう側にある今日食べるにも困っている労働者の存在に目を向けてください。私たちが求めているのはぜいたくな暮らしではありません。真面目に働いた人が人としての尊厳を保ち、健康で安心して生活できる、生きていける賃金です。皆様の決定には長崎で働く多くの非正規労働者とその家族の生活が懸かっています。どうか私たちの叫びに耳を傾けていただき、生活を支えられる大幅な引上げをお願いいたします。<br>私たちは格差をなくす全国一律最低賃金制度への実現の運動にも取り組んでいます。審議委員の方々にも賛同していただき運動へのご協力も心よりお願いいたします。<br>また、働く人の賃金が上がることは消費を支え、地域経済や日本経済の高環境にもつながると思います。働く人の大半を占める低所得者・中間層の購買力を底上げすることが、個人消費を刺激し地域経済を循環させる最も確実な対策だと思います。<br>しかし、賃金の引上げは中小企業・小規模事業者の経営に直接的な影響を及ぼすため、その支援の強化は欠かすことはできないと考えています。最低賃金の引上げに当たって支援策の強化は緊急課題です。すでに、一定の支援策が打たれていることは承知しておりますが、現行の業務改善助成金について利用拡大が進んでいないとも聞いています。なぜ、利用しづらいのか、要因分析を行い、希望する全ての事業者が利用できる各助成金の手続き等が、分かりやすく利用しやすい、活用しやすい制度に要件の緩和充実を図ることも、政府や長崎県に対して求めるよう併せてお願いいたします。<br>最後に、県内で働く労働者に対して、健康で文化的な生活を送るに足り得るか、水準に及んでいるか今一度考えながらの審議を強く求めています。以上私からの発言を終わります。ありがとうございました。 |

| | |
|---|---|
| 深浦会長 | ありがとうございました。<br>それでは、ただ今陳述いただきました内容につきまして、何かご質問等はございますか。 |
| 各委員 | ＜質問等なし＞ |
| 深浦会長 | それでは、永吉様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。<br>永吉様、どうもお忙しい中、ありがとうございました。<br><br>＜永吉参考人退席＞ |
| 深浦会長 | それでは、次の方をお願いいたします。<br><br>＜鳥巣参考人着席＞ |
| 深浦会長 | それでは、３番目の方の意見聴取を始めたいと思います。<br>長崎県労働組合総連合事務局長　鳥巣様よろしくお願いいたします。 |
| 鳥巣参考人 | 長崎県労連から提出している意見書について、意見書の内容を補足する形で、私から説明、意見を述べさせていただきたいと思います。<br>以前から、私たち長崎県労連、そして県労連が加盟しています全労連が掲げております日本の最低賃金制度の問題点というのが３つあります。<br>１つ目は最低賃金が低すぎて生活できない、２つ目に全国一律制でないために、最低賃金の高い都道府県に労働者が流出する、３つ目に中小企業支援が不十分という点であります。<br>このうち３つ目の中小企業支援は私たちも様々な場で、政府に本気になっていただくように訴えていきたいと考えておりますので、ここでは残りの２つについてお話したいと思います。<br>１つ目の最低賃金が低すぎて生活ができないという点であります。<br>最賃近傍で働く労働者の生活実態については、先ほどのお二人の話を聞いたとおり厳しい生活実態があるという状況にあります。<br>現在の長崎の最低賃金は時間額で 1,031 円、その引上げ率は 8.18％でそれに対して、先ほど事務局から消費者物価指数について説明がありましたけれども、総じて昨年よりは鈍くなったけれども、引続き物価は上昇傾向にあるという説明であったと思います。そもそも最低賃金が低すぎるため、８％を超える最低賃金の引上げがあったわけですけれども、 |

| | |
|---|---|
| | それでも生活改善には届いていないというのが実態ではないでしょうか。では、労働者が自立して暮らしていくには最低限いくら必要かということについて、私たち長崎県労連、私たちと同じように全労連、全国労働組合総連合に加盟している各都道府県の地方労連が「最低生計費試算調査」に取り組んでいます。<br>今回初めての委員の方もいらっしゃいますので改めて説明したいと思いますが、これは、若年単身者世帯とか子育て世帯、高齢者世帯など様々な世帯類型ごとに健康で文化的な最低限度の生活を送るための費用を試算しているものでありまして、特に若年単身者世帯の調査結果を基に、最低賃金がいくらであるべきかということを科学的に求めようというものであります。調査の基準としましては、いわゆるマーケット・バスケット方式といわれているものですけれども、県労連加盟の労働組合の組合員などに呼びかけをして、まず生活実態を把握するためのアンケート調査、そして生活に必要なものとして何を持っているかを全て書き出してもらう「持ち物財調査」、そして地域で売られているものの実際の価格を調べる「市場調査」この３つの作業を行ってデータを集めまして、これに、各種統計指標を利用して「食糧費」「娯楽費」「住居費」その他の試算結果を組み合わせて最低生計費の試算結果を取りまとめるというものであります。その調査結果につきましては、意見書の末尾につけておりまして、資料で言いますと 425 ページに添付しております総括表に長崎県も載っております。<br>これは現時点で全国の分ではあります。後ほどご覧いただければと思います。<br>この表は、25 歳男性・単身者・賃貸ワンルームに居住という条件で試算した各都道府県の調査結果をまとめたものとなります。調査結果が新しいものから順に載っておりまして、長崎の分では最初の調査は 2019 年４月だったのですけれども、2024 年７月にアップデート作業をおこないましたので、表の下から７行目に記載をしております。ご覧のとおり各県の最低賃金が、私たちが試算した最低生計費に全く足りてないということがわかるかと思います。例えば長崎について言いますと、試算結果 1,681 円に対して最低賃金は先ほどから言っているように 1,031 円でありまして、長崎の最低賃金は私たちが調査した 2024 年時点の最低生計費の 61.3％しかなく、時給で 650 円足りないということになります。また、最近の物価高騰を反映しまして、調査結果の新しいものほど最低生計費の試算額が高くなっております。長崎は 2024 年７月時点で 1,681 円ということでした。当時、私たちは最低賃金は時間額 1,700 円くらい必要と数字を根拠に主張していましたけれど、その後 2025 年に調査額のアップデートを行った県では、時間額換算で 1,800 円～1,900 円の結果が目立つ |

| | |
|---|---|
| | ようになり、今年に入ってからは岐阜県等 15 の都道府県で最新の調査結果が公表されておりますけれども、その調査結果のいずれもが時間額 1,800 円台から 1,900 円台後半ということで、2,000 円に迫る金額となっております。<br>　したがって、全労連や長崎県労連が今春闘からの最低賃金額の要求額については直ちに 1,700 円、目指せ 2,000 円というふうに要求額を引上げたところでございます。今回中央最低賃金審議会から目安額が示されておりますけれども、私たちの求める金額には全く足りないと、意見として述べておきたいと思います。<br>　また、資料の 333 ページにいわゆる「骨太の方針 2026」がありますけれども、この中に最低賃金についての記述が書いてありますけれども、「最低賃金については 2020 年台に全国平均 1,500 円という高い目標達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年度前半出来る限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。」と書かれております。2020 年台に 1,500 円という目標は消えていませんが、この目標自体消えていませんので目標達成には毎年 10％弱の引上げが必要かと思います。<br>　次に、日本の最低賃金制度の問題の２つ目、全国一律制でないため最低賃金の高い都道府県に労働者が流出すると問題であります。これまでの一般的な感覚として、都市部は物価が高くて地方は物価が安いと思われていました。私もそう思っていた一人であります。しかし、各都道府県でまとめられた最低生計費資産調査結果を見比べると、地域による差がほとんど見られないということがわかってきております。先ほどの総括表に戻っていただきたいのですが、試算を行った時期が新しいものほど、試算額が高くなっていますので調査時期が同じものと比較する必要がありますけれども、例えば長崎の試算 1,681 円と同時期の 2020 年４月山口で 1,682 円とほぼ同額が出ております。最低賃金で言いますと、長崎市Ｃランクに対して山口Ｂランクであります。<br>　また、同時期に公表された鹿児島の試算が 1,791 円に対して、2020 年 8 月、翌月の福岡の試算では 1,777 円でありまして、こちらはＣランクの鹿児島とＢランクの福岡がほぼ同水準という結果がでております。さらに今年７月の最新の結果で言いますと、佐賀と東京北区がほぼ同じ 1,900 円台ということになります。これはＡランクとＣランクの話ですね。このように、最低賃金が地域によってＡ～Ｃの３ランクに明確に分類されているのに対して、最低生計費試算調査結果は地域による統計的になるような明確な差は見られないということがわかります。消費支出の費目ごとに見ますと、例えば家賃については都市部が高く地方が安くなっていますけれども、逆に交通費は都市部が安く地方は車がないと生活でき |

| | |
|---|---|
| | ないため交通費が高くなるという違いがありまして、結果としてこれらが見直されると、統計の段階で地域差がなくなってくるというふうになっています。先ほどの山口と長崎の比較で言いますと、長崎市の交通・通信費 13,016 円となっておりますが、山口が 39,211 円で、これは長崎市の場合は車を持たず、公共交通機関を利用という形での試算をしておりますが、山口市はマイカー利用として試算しているので山口の方が高くなっております。ちなみに、マイカー利用の場合は７年落ちの中古の軽自動車を購入した場合という想定で試算をしております。決して贅沢ではなく安い車での試算であります。そして、長崎市の住居費 42,000 円に対して山口市は 34,633 円ということで、これについては、やはり長崎市の住居費は高いというところで、この数字で明らかになっているということであります。このように、費目による地域の違いが作用されて合計では地域差がないということが起きています。それで、世界の最低賃金制度については、全国一律というのが主流でありまして、狭い国土でこのように細かく分かれているのは日本だけであります。そして、地域別に最低賃金が違うことが地方から都市部への人口流出の一つの要因であると私たちは見ているわけですけど、現在の長崎市の最低賃金に対して東京は 1,226 円ということで同じ仕事、例えばコンビニエンスストアでアルバイトして東京で働いたほうが、最低賃金１時間ごとに 195 円ずつ多く稼げるということになります。これが月 150 時間働いたとして、月額で 29,250 円になりますし、年額で 351,000 円になるということで、お盆正月に飛行機で帰省したとしても東京で働いた方が多く稼げるというのが今の最低賃金の数字であります。今年５月の報道で、総務省の「2025 年日本人の人口移動報告」の中で、佐世保市の転出超過が全国ワースト１位になったということが話題になりましたけれども、長崎県全体で 5,608 人でありまして、やはり県レベルでみた場合は、人口流出の要因の一つとして最低賃金が地域別であることを見るべきではないかと思います。最低賃金を全国一律にすることについては、最低賃金法の改正が必要な話でありますけれども、今回示されている中央最低賃金審議会の目安額についてＢ・ＣランクがＡランクより高い目安になっていることで実際の金額として、昨年よりさらに格差が是正できるように、皆様の審議を是非お願いしたいと思います。<br>　私からは以上であります。 |
| 深浦会長 | 　ありがとうございました。<br>　では、ご質問があればお願いします。 |
| 各委員 | ＜質問等なし＞ |

| | |
|---|---|
| 深浦会長 | それでは、鳥巣様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。<br>どうもお忙しい中、ありがとうございました。<br><br>＜鳥巣参考人退席＞ |
| 深浦会長 | 本日実施しました参考人意見聴取につきましては、今後の審議の中でご参考にしていただきますよう、お願いいたします。<br>それから、今日ここで陳述いただきました３団体以外からも要望書等を受理しておりますので、事務局から説明をお願いします。 |
| 木場室長 | それでは、それ以外に提出されております要望書等につきましてご紹介いたします。<br>資料の 413 ページ、資料番号 27、「長崎県最低賃金額の改定の審議について（要望）」をご覧ください。この資料は、令和８年７月７日付けで、一般社団法人長崎県タクシー協会から提出された要望書です。<br>内容としましては、「タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。さらに物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の高騰、車両整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、長崎県内においても慎重なご審議をお願いする。」というものでございます。<br>次に、資料の 415 ページ、資料番号 28、「地域別最低賃金額改定の審議について（要望）」をご覧ください。この資料は、令和８年７月 16 日付けで、一般社団法人長崎県飲食観光業盛り上げ隊から提出された要望書です。<br>内容としましては、『円安による物価上昇、急激な賃金引上げによる経営基盤の圧縮により、ここ数年で企業体力は弱まっています。労働分配率 38%というのが経営のあるべき姿ですが、これを守っているから大企業は成長できています。ちなみに長崎市の中小企業数は約 12,000 社と言われていますが、ほとんどの企業がコロナ後に労働分配率が 50%近くまでに上昇していると思われます。このような状況が続けば、利益の確保が困難となり、倒産に至る前に廃業を選択せざるを得ない事業者が増えることが強く懸念されます。最低賃金の審議にあたっては、「小規模事業 |

| | |
|---|---|
| | 者の支払い能力実態を十分に掌握されること」、「事業者が対応可能な水準での賃金を検討すること」、「支援策を貴審議会としても意見を織り込むこと」を強く要望する。』というものでございます。<br>　また、長崎県知事から提出された「長崎県の最低賃金について」という文書を配布しております。こちらについては、最低賃金法第 25 条における意見書ではございませんがご紹介させていただきます。資料427ページ、資料番号 32 をご覧ください。<br>　内容としましては、「長崎県は中小企業の占める割合が高く、賃金水準も全国的に低位にあることから、人材確保や物価上昇への対応のための賃金引上げが最重要課題となっています。地域経済の持続的な成長に向けて、企業の生産性向上と賃上げの好循環を実現するとともに、中期的には他県との格差是正を図りながら、全国水準の賃金の実現を目指していく必要があります。本県の実情や賃上げに向けた取組をご勘案いただき、物価高の中でも県民が安心して生活できる賃金水準となるよう、十分なご議論をお願いする。」というものであります。<br>　要望書等の紹介につきましては、以上となります。 |
| 深浦会長 | 　ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。 |
| 各委員 | 　＜質問等なし＞ |
| （７）事業場書面によるヒアリングの結果報告について | |
| 深浦会長 | 　特にないということであればこれから議題（７）の「事業場書面によるヒアリングの結果報告について」に移りたいと思います。<br>　事務局から、傍聴人の方へのご案内をお願いします。 |
| 江上補佐 | 　冒頭に説明しましたとおり、これ以降の会議は非公開となります。<br>　傍聴の方及び記者の方は恐れ入りますが、ご退出いただきますようお願いいたします。<br>　なお、本審議会後に開催されます長崎地方最低賃金審議会第１回専門部会を傍聴される方につきましては、６階会議室を控室として準備しておりますのでそちらでお待ちください。専門部会開催前にお声かけいたしますのでよろしくお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| | （傍聴人退出）<br><br>以下、運営規定第６条１項但し書きの規定に基づき非公開<br><br>（傍聴人入室） |
| 深浦会長 | それでは、以上をもちまして本日予定しておりました議題は終了いたしましたので、これをもちまして、本日の審議会は閉会といたします。<br>引き続き、専門部会を開催しますので、専門部会委員の方はこの会議室にお残りください。<br>どうも長時間に渡りお疲れ様でした。 |